

日本と韓国（韓国と日本）の地方分権改革と 地域活性化策の現状

——釜山広域市と対馬市の交流を中心として——

山 田 光 矢

1. 第二次世界大戦後の日本と韓国（韓国と日本）の地方自治制度改革
2. 日本の地方分権改革の歴史と特徴
3. 韓国の地方分権改革の歴史と特徴
4. 釜山広域市の地域的特徴および国際交流
5. 対馬市の誕生と地域発展策および地域交流策
6. 対馬市地域おこしと国際交流

1. 第二次世界大戦後の日本と韓国（韓国と日本）の地方自治制度改革

第二次世界大戦後、敗戦によりGHQの間接統治に入った日本と、日本からの支配から開放された韓国は、とも

日本と韓国（韓国と日本）の地方分権改革と地域活性化策の現状（山田）

にアメリカの影響を受けながら民主的な地方自治制度の確立に向うことになった。こうした両国の戦後の民主化と地方分権を大きく分けることになったものは、戦後の冷戦構造の影響であった。特に、一九五〇年の朝鮮戦争によって戦場となり、分断国家として国境線で民族が敵対することになった韓国と、一九五一年のサンフランシスコ講和会議における「講和条約」締結により、沖縄県や奄美諸島さらに北方領土の占領という若干の例外はあるものの、統一国家として主権を回復した日本では、大きく異なった政治体制や改革の手順をもって、地方分権の拡充に向けた改革を、紆余曲折をたどりながら実践していくことになった。複雑な改革の歴史からは、地方分権改革は終わりのない政治課題であることが伝わってくる。こうした両国の第二次世界大戦後の地方自治制度改革の歴史の概要は表1のとおりである。

日本は、日本国憲法の制定と地方自治法の制定および改正を通じて、アメリカ型の民主的な地方自治制度の導入と分権型地方自治を推進していくことになった。そうした戦後改革直前の一九四五年一月時点では、日本の市町村は二〇五市、一七九七町、八五一八村の合計一万五二〇市町村であった。民主的な地方分権の推進と、市町村の適正規模化による効率的な地方行政の推進のためには、市町村合併が必要不可欠な課題であったことが理解できる。民主的な地方自治制度の確立の方向性を示したものの一つがシャープ勧告であり、効率的な地方自治制度は昭和の大合併によって推進されることとなった。

地方分権改革の歴史の中でも、シャープが提示した地方税制の確立、国庫補助金の原則廃止、国・都道府県・市町村間の行政事務権限の配分、行政責任明確化と市町村優先の原則は、現在でも、民主的な地方自治制度の確立のみならず、効率的な地方自治制度の推進を目的とする地方分権改革の中心課題となっている。それゆえ、ナショナルミニ

表1 日本と韓国の地方自治関連法規と政策年表

年	事柄	日本	事柄	韓国
1945	終戦 (8.15)	GHQによる間接統治	8.15開放	大韓民国政府誕生
1946	東京府改正、府県制改正	都道庁長・府県知事・市町村長の公選		
	市制改正、町制改正	直接請求制度の導入		
1947	日本国憲法施行 (5.3)	第8条地方自治 (92.95)		
	地方自治法施行 (5.3)	1947.4.17 公布		
1948	警察法、教育委員会法制定	国家地方警察と自治体警察	第1共和国憲法制定 (7.17)	第8章地方自治 (96.97)
1949	シャウチン勅告	事務再処分、税関改革	地方自治法制定	都・廳分廳方式の区域再編 朝鮮戦争等の影響で機能せず
1950	地方公務員法、地方税法制定	市町村中心主義	朝鮮戦争 (6.25)	首長は大統領が任命
1952	地方自治法改正	地方自治法改正：直接請求手續整備	反政自治団体議員選挙	首長は議会で互選
		特別区長の公選制廃止 (1974年復活)	基礎自治団体議員選挙	
1953	町村合併促進法施行	3年間の制限法、昭和三十六合併	朝鮮戦争停戦 (7.27)	
1956	新市町村建設促進法施行	3年間の制限法		
	地方自治法改正	政令指定都市制度創設	第2共和国憲法	第11章地方自治
1960			軍事クーデター	地方自治に関する臨時措置法：地方議会解散
1961	新市町村建設促進法一部失効	昭和三十六合併終了	第3共和国憲法	第3章「統治機構」第5節「地方自治」：制度改革
1962	全国総合開発計画	地域間の均衡ある発展		
1969	新全国総合開発計画	豊かな景観の創造	第4共和国憲法 (維新憲法)	地方議会・国家統一まで構成せず
1972				
1977	第三次全国総合開発計画	人間居住の総合的環境整備	第5共和国憲法	地方議会の構成：法律で定める
1980	第四次全国総合開発計画	多様な地域国土の構築	第6共和国憲法	民主化宣言：憲法全面改正
1987			地方自治法改正	議会設置、首長公選制
1988				議会選挙：1991年、首長選挙：その後
1989				
1994	地方自治法改正	中核市制度及び区域連合制度創設	1994年地方自治法の自治復活	政府権限地方分権推進委員会設置
1998	21世紀国土のプラン・トピアイズ	多軸型国土構造の形成	都廳改革都市行政特別法制定	住民投票法制定に伴う関係条項改正
1999	地方自治法改正	平成の大合併・特別市制度創設	地方分権特別法	自治体特別自治道移行
2003				
2004	地方自治法改正	地域自治区制度創設	地方自治法改正	政府権限地方分権推進委員会設置
2006				住民投票法制定に伴う関係条項改正
2008	国土形成計画	多様な地域・ゾーンの形成	自治体特別自治道等設置特別法	自治体特別自治道移行
2010	市町村の合併の特例に関する法律	平成の大合併の終了	世宗特別自治市新設置暨特別法	世宗特別自治市移行
2012				

注：韓国については、CLAIR「韓国の地方制度」[伊誠淵「韓国における地方分権改革の分析」公人の友社、申道徹「韓国行政・自治入門」公人社、李憲模「比較研究への一試論 (II) — 日本韓の大都市制度を中心に —」]、中央学院大法学部学論委員、中央学院大法学部第18巻などを参照して整理した。
日本については、総務省HP「地方自治制度の歴史」[市町村数の変遷と明治・昭和三十六合併の特例] や、森尾克敏著「地方自治法の解説 九訂版」一ツ橋出版などを参照して作成した。

マムを中心とした地域間の平準化や国や都道府県の関与の必要性和、地域的な特色を生かした地域主導の多様な地方自治の推進の必要性を考慮した、調和の取れた地方分権改革の必要性が強調されることになるのである。そうした中で、戦後日本の地方分権改革の一つとして実践されたものが、昭和の大合併や種々の広域行政圏の設定、さらに平成の大合併や定住自立圏の設定などによる基礎自治体の広域化であった。反面、現在では「地域自治組織」や「合併特定区」などの準自治的な自治区域の設定もはじまっている。

韓国では、「周知のごとく、日本の敗戦によって植民統治から独立を迎えた韓国は、約三年にわたる米軍統治を経験した後、一九四八年八月一日大韓民国という国名で名実ともに完全な独立国となる。日本による植民統治および米軍統治という外部勢力によるほぼ四〇年間に及ぶ支配を受けてきた韓国は、独立を迎え自主的な憲法を制定するにいたる。この憲法の中には、地方自治に関する基本原則が規定された。この規定に基づき、一九四九年七月四日地方自治法が制定・公布⁽¹⁾された。しかし、当時の左右の激しい対立や、一九五〇年から五三年にかけて展開された朝鮮戦争の影響などもあって、韓国では地方自治制度は有効には機能しなかったのである。⁽²⁾韓国では一九五二年、五六年、六〇年に地方議会議員選挙が実施されたが、一九六一年の軍事クーデターによって地方議会が解散され、一九九一年まで地方選挙は実施されなかった。その間は軍事独裁政権による開発独裁といわれる、上からの経済成長策が実施されてきたのである。

韓国の地方自治の大きな転換点は、一九八七年の第六共和国憲法の制定と、民主化宣言を前提として実施された一九八八年の地方自治法改正にともなう地方自治制度の改革であった。これは、一九四九年の地方自治法以降の、伝統的な「都・農分離方式」を「都農複合方式」にかえる画期的な変革をもたらしたといえる改革であった。その結果、

韓国の地方自治制度は、これまでの原則一層制の首都と工業地域と、原則二層制の農村地域という複合的な地方自治制度を、首都や大都市では特別市や広域市と自治区や郡による、農村地域では道と市や郡による、全て二層制の自治制度に変革した。さらに広域行政化を進展させた結果、自治体相互間の規模は、人口や面積で見た場合には、日本のような極端な違いは見られなくなってきた。

日本と韓国の地方自治制度の相違を警察行政、消防行政、教育行政から見えていくとその相違が理解できる。日本ではシャウプ勧告の影響を受けて、自治体（市町村）警察、自治体（市町村）消防を前提とした制度改革が行われたが、警察は都道府県警察となり、消防は自治体（市町村）消防となった。教育行政は公選の教育委員会制度を前提に行われることになってきたが、制度が調わなかったこともあり、現在では任命制の教育委員会制度となっている。しかも義務教育は市町村の教育委員会が中心になるものと考えられていたが、人事権を中心に都道府県教育委員会の関与の度合いが高いものとなっている。

韓国の消防は、一九四六―四八年の米国軍政時代は自治消防体制がひかれていたが、韓国政府が樹立されると国家消防体制となった。一九五八年の「消防法」によって、内務部の国家警察本部内に消防課が設置され、国家警察体制に組み込まれた。一九七二年の「政府組織法」の改正をうけて、ソウル特別市と釜山直轄市は自治消防となったが、その他の市と道は国家消防となった。一九九一年の「消防法」改正をうけて、特別市・広域市と道の広域自治消防となり、消防職員の大部分は地方公務員となった。韓国の警察は、一九四八年の内務部治安局の設置により国家組織となった。一九九一年の「警察法」により、内務部（現：行政自治部）の外庁として警察庁が設立され、特別市・広域市と道単位に地方警察庁が設立されたが、警察庁が地方警察庁を指揮監督する国家警察体制が継続されることになった。

二〇〇四年の「地方分権特別法」により、自治警察制度の導入が義務づけられたが、済州特別自治道のみには自治警察制は導入されていない。教育行政は地方自治団体の事務とされているが、二〇〇六年以前は間接選挙の教育委員会で実施されていたが、「地方教育自治に関する法律」の全面改正を受けて、委員の過半数を住民が直接に選挙する制度に改革されている。⁽⁴⁾

日本と韓国の地方自治制度改革は、イギリスに類似した形の広域化を前提としている。その結果、イギリスの広域自治体をイングランドにおけるGLCと八つの地域開発公社とスコットランドとウェールズと北アイルランドの一二地区とした場合、その平均面積は二〇三〇六km²で平均人口は五〇三万人となる。韓国の広域地方自治団体の平均面積は五八八二km²で平均人口は二九四万人となる。日本の都道府県の平均面積は八〇三九km²で平均人口は二七二万人である。ただし、日本の広域自治体を一三の道州とした場合、その平均面積は二九〇六四km²で平均人口は九八三万人となる。日本の道州制案にいう一三の区域はイギリスの一二地区に近く、日本の都道府県制は韓国の広域自治団体に類似しているといえる。また連邦国家ではあるが、ドイツでは一六州の内、ベルリン、ハンブルグ、ブレーメンの三州は都市州である。これは韓国の特別市と広域市に近く、戦後日本が予定した五大都市を前提とした大都市制度に類似したものといえる。大都市制度に代わるものとして設置された政令指定都市制度は、前述のように、韓国の特例市特別市制度と類似したものといえる。⁽⁵⁾

2. 日本の地方分権改革の歴史と特徴

日本では一九四六年の東京都制や府県制の改正を受けて、都道長官（都長官は一九四七年に都知事となり当事の安井都

長官は地方自治法の改正により初代の東京都知事となった」と府県知事公選制が導入され、都道府県が名実ともに地方公共団体となることで、地方分権型の地方自治制度が推進されていくことになった。更なる地方分権化の推進は、一九四九年のシャウプ勧告に基づいた地方自治法の改正、一九五三年の市町村合併促進法や五六年の新市町村建設促進法を通じて昭和の大合併、一九五六年の地方自治法改正における政令指定都市制度の導入などによる広域行政の推進を伴って展開された。シャウプ勧告の目的は、「税制自体の体系性と恒久性を確保するために負担の公平性と資本価値の保全を租税原則の基礎とし、間接税偏重から直接税中心に改めることであった。そして地方税制の確立、国庫補助金の原則廃止、地方財政平衡交付金制度の創設を求めるとともに、国・都道府県・市町村の間の行政事務権限の配分を、行政責任明確化と市町村優先の原則のもとに再構成することを求めたもの」として示されている⁽⁶⁾。

シャウプ勧告を受けた改革は、その後の神戸勧告にはじまる地方制度調査会答申、第二次臨時調査会答申、地方分権推進審議会答申などにも受け継がれ、実現されていくことになった。その足跡が、地方自治法の改正を中心とした地方自治関連法規の改正や、地方自治体そのものの改革や自治制度の改革となって表面化してきた。反面日本では、「戦後、東京都制と大都市制度が採用され、都道府県同様の機能を持つて都道府県から分離保障される特別市が、現実には一市も成立しないまま姿を消したことは忘れられないところだ⁽⁷⁾」との説明が示すように、人口百万人以上の大都市を道府県から独立した広域自治体とする構想もみられたが実現しなかった。

日本の大都市制度創設の歴史は、一九二二年に「六大都市行政監督二関スル件」が勅令として公布されたことにはじまる。しかし、地方での府県と大都市の対立が徐々に先鋭化したことから、政府は大都市への特例を拡大したが、六大都市の特別市移行は容認しなかった。一九四三年に、東京府と東京市を垂直的統合する「東京都制」が施行され

たことにより、大都市は五大都市となったが、大都市を直接内務大臣の監督下に置く特別市構想は、官選市長制となる危険があることから大都市側が同意しなかった。大都市に対する特別市制度は、一九四七年の地方自治法に規定された。そこでは五大都市が府県からの完全独立を予定したが、五大都市が存在するそれぞれの府県の反対で実現しなかったのである。

それゆえ一九五六年の地方自治法の改正により政令指定都市制度が導入された。ここでは戦前の五大都市同様に百万都市を前提とする予定であったが、当時神戸市の人口が五〇万人程度であったことから、人口要件を五〇万人以上として発足されることになった。首都は特別の制度になったものの、残りの五大都市は府県から独立することはなかった。また神戸の事情に合わせて人口五〇万人以上を前提としたことから、合併を通じた政令指定都市の建設が進み、現在では政令指定都市が二〇市存在することになったのである。⁽⁸⁾ここでは大阪都構想が示すように、道府県と政令指定都市の対立が一部では見られるのである。

その後一九六二年からおおむね二〇〇〇年にわたる期間を対象として設定された、四次にわたる全国総合開発計画においては、「均衡ある地域の発展」を前提として、広域市町村圏や地方生活圏、大都市周辺地域広域行政圏、モデル定住圏構想、地方拠点都市地域の設定などが導入され、中心城市と周辺市町村の連携を前提とした広域行政が推進されてきた。その後第五次全国総合開発計画ともいわれる「21世紀の国土のランドデザイン」や、第六次全国総合開発計画ともいわれる「国土形成計画」が閣議決定され、国土形成計画では「定住自立圏」が設置されている。さらに一九九九年から二〇一二年にかけて平成の大合併も推進され、広域行政の推進と地方分権政策および地域発展政策が総合的な地域政策として推進されてきていたことがわかる。⁽⁹⁾

しかし、そうした地方分権化と地域の均衡ある発展策は、当初四大工業地帯の発展となり、徐々に三大都市圏一極集中をへて東京一極集中を生み出してきている。二〇一〇(平成二二)年現在の日本の人口ベスト二〇〇の都道府県を並べると、東京都(東京圏・関東)、神奈川県(東京圏・関東)、大阪府(近畿圏)、愛知県(中部圏)、埼玉県(東京圏・関東)、千葉県(東京圏・関東)、兵庫県(近畿圏)、北海道、福岡県、静岡県(中部圏)、茨城県(東京圏・関東)、広島県、京都府(近畿圏)、新潟県、宮城県、長野県(中部圏)、岐阜県(中部圏)、福島県、群馬県(東京圏・関東)、栃木県(東京圏・関東)となっている。この中には関東地方全都県が入っており、近畿圏も中心となる二府一県が、中部圏も中心となる三県と長野県が入っている。特に上位六県を見ると、いわゆる東京圏といわれる東京都と神奈川県と埼玉県と千葉県の一都三県(内部に五つの政令指定都市を含む)が含まれている。東京一極集中の実態はここからも理解できる。

また宮城県(東北地方)、新潟県(北陸地域)、広島県(中・四国地方)、福岡県(九州地方)が入っていることは、それらの県が各地域の中心となっていることを伝えている。日本の九ブロック(中部圏を北陸圏と東海圏に分けた)の中で、北海道(道庁のある札幌市が政令指定都市となっている)と三大都市圏を除いたところでは、それぞれ中心となる県があり、その県庁所在地などが政令指定都市となっていることがここからも理解できる。なお首都圏(一都六県)には二〇一〇年一〇月一日現在四千二百六〇万人強の人口があり、日本の総人口一億二千八百五十万人強の三三・三%の人々が住んでいる。東京都には一千二百六万人強で全人口のほぼ一〇%強の人々が住んでいる。なお近畿圏(二府四県)には一千五百万人強で一六%強の人々が、中部圏(愛知県、三重県、岐阜県、静岡県)には一千五百万人強で一二%強の人々が住んでいる¹⁰⁾。日本の人口は一億二七二九万三三五五人、面積を三七万二九二五・五九平方キロメートルであり、都道府県の平均人口は二七〇万八三七四人、平均面積は七九三四・五九平方キロメートルとなる。そこには一千三百万

人超の東京から五百七十万人強の鳥取県まで二倍以上の開きがある。

平成の大合併の結果、日本の基礎自治体は一九九八（平成一〇）年の六七〇市、（二三区）、一九九四町、五六八村の合計三三三二市町村が、二〇一〇（平成二二）年に七八六市、（二三区）、七五七町、一八四村の合計一七二七市町村（二七五市区町村）となって終了した。二〇一四（平成二六）年一月一日現在では、七九〇市、（二三区）、七四五町、一八三村の合計二七一八市町村（二七四二市区町村）となっている。七九〇市の中で人口最大の市は横浜市には三七〇万二五五一人の人々が住んでいるのに対して、最小の北海道歌志内市には三九三九人しか住んでおらず、その差は一千倍近い。人口一〇〇万人超の市は一一であり、人口七〇万人超の二〇の市は全て政令指定都市となっている。人口五万人以上の市は五二三で二六七の市は人口五万人未満である。そのうち三市は人口一万人以下である。面積で比較すると、二一七七・六七平方キロメートルの岐阜県高山市から、五・一平方キロメートルの埼玉県蕨市まで四百倍以上の開きがある。

七四五町の中で人口五万人を超えるのは、五万七三六人の広島県安芸郡府中町と五万一三八人の宮城県黒川郡富谷町の二町であり、最小人口の町は一一三五人の山梨県南巨摩郡早川町である。面積は一四〇八・〇九平方キロメートルの北海道足寄郡足寄町から四・〇三の大阪府泉北郡忠岡町まで、約三五〇倍の開きがある。一八三村のうち人口三万人を超えるのは、三万九一三六人の沖縄県中頭郡読谷村と三万七九八三人の茨城県那珂郡東海村の二村であり、一万人台の村も一〇村存在する。反面人口千人未満の村も三二村存在する。最小人口の村は一八七人の東京都八丈支庁青ヶ島村であり、二百倍を超える違いがある。面積を見れば、六七二・三五平方キロメートルの奈良県吉野郡十津川村から、三・四七平方キロメートルの富山県中新川郡船橋村まで二百倍近い違いがある。一口に市町村といった場合

には、人口では横浜市と青ヶ島村の間には二万倍近い開きがあり、面積では高山市と舟橋村の間には六百倍を超える違いがある。何らかの調整が必要ともいえる。⁽¹⁾なお、平成の大合併後の「合併特別区」や「地域自治区」等の導入は、後述の韓国が「洞・邑・面」という準自治体を設置していることとの類似性が見られる。

3. 韓国の地方分権改革の歴史と特徴

韓国の地方公共団体は、一九四九年の地方自治法が「都・農分離方式」による区域再編を実施した結果、一特別市（ソウル）と九道の合計一〇の広域自治団体と、一九市と七五邑と一四四八面の合計一五四二の基礎自治団体から構成されることになった。しかしこの地方自治制度は朝鮮戦争等の影響によりほとんど機能しなかった。⁽²⁾一九六一年の軍事クーデターで発足した軍事政権は、「地方自治に関する臨時措置法」を制定して首長の任命制を導入した。一九六二年には第三共和国憲法を制定し、自治関係規定の改正を通じて基礎自治団体を二七市と一四〇郡の合計一六七市・郡に再編し、一五二八存在した邑と面を準自治団体に移行させることで、一気に基礎地方自治団体を一〇％にまで減少させた。同年政府は、「釜山市政府直轄に関する法律」を制定し、釜山市を道から独立した広域地方自治団体とする新しい制度に移行させた。

韓国の産業発展に向けた軍事政権の開発独裁は、工業中心の都市を農業中心地域から分離し、そこに集中投資することであったといえる。それは政治的都市である首都ソウル特別市と港湾都市である釜山市を中心としたものであった。その後、韓国の発展に伴って軍事政権は大邱市、仁川市、光州市を順次直轄市とした。これによって韓国の地方自治団体は、一層制の「ソウル特別市」や「直轄市」と、二層制の「道」と「市・郡」の異なった制度が並存するも

のとなった。首都と産業や交易の中心である大都市と農村地域の区分が制度上も見られることになったといえる。その結果、首都と工業地域が原則一層制の広域都市自治団体となり、農村地域が原則二層制の広域地域自治組織という、二つの異なった制度が混在するものとなった。

一九八七年に第六共和国憲法が制定され民主化宣言がなされ、一九八八年の地方自治法改正によって、ソウル特別市と直轄市に置かれている「自治区」が基礎地方自治団体となり、韓国の地方自治制度は全て二層制となった。一九八九年には大田市が直轄市となり、直轄市は五となった。一九九四年には「都農複合形態の市の設置に伴う行政特例等に関する法律」が制定され、三三市と三三郡の統合が実施され、一三六存在した郡は九四郡まで減少した。また大都市である直轄市は広域市に名称が変更され、内部に基礎自治団体である郡を設置することも容認された。都市部と農村地域の総合行政の推進が可能となったのである。また、地方自治法第一〇条第二項に、「人口五〇万人以上の市に対しては、道が処理する事務の一部を直接処理させることができる」との規定がおかれ、道の内部に道からは独立しない特定市の設置が認められた。⁽¹³⁾

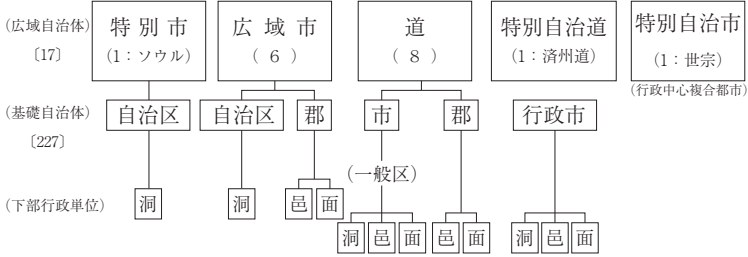
その後、地域的特長に合わせた広域自治団体の改革が行われ、済州道は特別自治道に改正され、内部の基礎自治体は廃止され一層制となった。また盧武鉉大統領の二〇〇二年の大統領選挙時の公約である、「首都圏集中抑制と国土の均衡開発を目的に、青瓦台（大統領府）と中央省庁をソウルから忠清道に移転する」の実現に向けて提案した、「行政中心複合都市建設特別法」が成立し、新しい都市「世宗市」の建設が進んだ。李明博大統領は二〇一〇年に「世宗特別自治市設置法」の制定を受けて、二〇一二年に世宗特別自治市が設置された。⁽¹⁴⁾ なお韓国の地方自治団体の変遷は表2のとおりであり、韓国の地方自治体の現状は図1のとおりである。また、韓国の地方自治団体等の現状は表3、

表2 韓国の地方自治団体の変遷

年	広域自治団体				基礎自治団体							備考		
	特別市	直轄市 広城市	道	特別 自治道	特別 自治市	小計	市	郡	自治区	邑	面		小計	合計
1949	1		9			10	19	[34]		75	1448	1542	1552	市・邑・面が基礎自治団体
1962	1		9			10	27	140				167	177	市・郡：基礎自治体。邑・面：準自治団体移行
1963	1	1	9			11	30	139				169	180	釜山直轄市誕生（釜山市政府直轄市に關する法律）
1981	1	3	9			13	46	139				185	198	大邱市、仁川市：直轄市に昇格
1986	1	4	9			14	57	139				196	210	光州市：直轄市昇格
1988	1	4	9			14	56	138	46			240	254	特別市、直轄市の自治区：基礎自治団体となる
1989	1	5	9			15	67	137	56			260	275	大田市：直轄市に昇格
1995	1	5	9			15	67	94	65			226	241	都農複合都市行政特別法（1994年制定、95年改正）
1997	1	6	9			16	71	94	69			234	250	蔚山市：広城市昇格
2006	1	6	8	1		16	75	86	69			230	246	済州道：特別自治道移行・2市2郡廃止
2012	1	6	8	1	1	17	74	84	69			227	244	世宗特別自治区発足
2013	1	6	8	1	1	17	75	83	69			227	244	1郡が市に昇格

注：森法子「韓国の地方自治制度の沿革」【韓国の地方自治】CLAIR、伊藤國「韓国における地方分権改革の分析」公人の友社、申龍敏「韓国行政・自治入門」公人社等を参照して整理した。

図1 韓国の地方自治体



広域市：釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市
 道：京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道
 市：75 郡：83 自治区：69

表4のとおりである。

現在の韓国の広域自治団体は、ソウル特別市と六広域市と八道と特別自治道、特別自治市の合計一七団体となっている。特別市・広域市・自治市には二千三百万強（約四七％）の人々が、道と自治道には二千七百万人強（約五三％）の人口が住んでいる。特別市と広域市の中で最大の人口は一千万人強のソウル特別市であり、最小は人口一一五万人強の蔚山広域市で、九倍弱の差しかない。最大人口の道は一千二百万人強の京畿道であり、最小人口の道は百五十万人強の江原道であって、その差は八倍弱でしかない。ただし、ソウル特別市と仁川広域市と隣接する京畿道を含めたいわゆる首都圏には、二五一三万二五九八人が居住しているのであり、韓国の全人口の五〇％強が首都圏域に集中していることがわかる。第二の区域は釜山広域市と蔚山広域市に隣接する慶尚南道で構成される圏域で、そこには八〇〇万五〇五四人（全人口のほぼ一六％）が居住している。このふたつの圏域に韓国の全人口の約三分の二が居住しているのであって、韓国の大都市圏域への人口集中の激しさが認められる。軍事政権の開発独裁策が、この二つの地域を中心に韓国の経済発展を考え実践されてきたことが伝わってくる。

韓国の基礎自治団体の中で、特別市と広域市におかれている自治区をみる

表3 韓国の地方自治団体等

	広域自治団体				基礎自治団体				下部行政単位			
	人口	面積	自治区数	平均人口	平均面積	郡の数	平均人口	平均面積	邑	面	洞	
ソウル特別市	10195,318	605.21	25	407812.72	24.21						423	
釜山広域市	3538,484	769.67	15	228261.20	36.76	1	114566.00	218.27	2	3	209	
大邱広域市	2505,644	883.68	7	331611.14	65.30	1	184366.00	426.60	3	6	130	
仁川広域市	2843,981	1040.82	8	344648.75	57.19	2	43395.50	291.67	1	19	126	
光州広域市	1,469,216	501.18	5	293842.20	100.29						94	
大田広域市	1,524,583	540.25	5	304916.60	180.05						77	
蔚山広域市	1,147,256	1060.19	4	234854.00	75.77	1	207840.00	757.12	4	8	44	
世宗特別自治市	113,117	464.84								1	9	1
小計	23337,599	5865.84	69	[338226.07]	[85.01]	5	[118712.6]	[403.07]	11	45	1,104	
	人口	面積	市の数	平均人口	平均面積	郡の数	平均人口	平均面積	邑	面	洞	
京畿道	12,093,299	10170.91	27	436117.14	265.39	4	79534.00	3005.35	32	109	406	
江原道	1,538,630	16873.50	7	159364.00	686.43	11	38473.45	1097.14	24	95	74	
忠清北道	1,565,628	7406.17	3	328607.33	673.45	9	61423.11	598.42	15	87	51	
忠清南道	2,028,777	8204.00	8	190465.87	620.74	7	72150.00	462.58	24	137	44	
全羅北道	1,873,341	8066.77	6	255397.00	516.26	8	42619.88	621.15	14	145	82	
全羅南道	1,909,618	12266.87	5	209998.40	505.79	17	50566.24	572.82	33	196	67	
慶尚北道	2,698,353	19028.74	10	214554.30	976.70	13	42523.85	712.44	36	202	93	
慶尚南道	3,319,314	10534.80	8	351609.00	530.60	10	50644.20	629.00	20	177	121	
小計	27,026,960	92551.76	74	[310377.31]	[521.56]	79	[51380.24]	[683.00]	198	1,148	938	
濟州特別自治道	583,713	1849.29				2市が存在：濟州市・西帰浦市			7	5	31	
合計	50,948,272	100,266.89	143	[318873]	[668.23]	84	[55,388.12]	[665.98]	216	1,198	2,073	

注1：CLAIR「韓国の地方自治」2008年3月（第1章「韓国の地方自治制度の沿革」、参考資料「広域自治団体の概要」「基礎自治団体の概要」は2014年改訂）を参照して作成した。

注2：「」内の数字は平均値である。

表4 韓国の広域自治団体における自治区や市と郡の人口と面積

	広域市等の人口	自治区の人口	郡の人口	広域市等の面積	自治区の面積	郡の面積
ソウル特別市	10,195,318	10,195,318		605.21	605.21	
釜山広域市	3,538,484	3,423,918	114,566	769.67	551.40	218.27
大邱広域市	2,505,644	2,321,278	184,366	883.68	457.08	426.60
仁川広域市	2,843,981	2,757,190	86,791	1040.82	457.48	583.34
光州広域市	1,469,216	1,469,216		501.18	501.18	
大田広域市	1,524,583	1,524,583		540.25	540.25	
蔚山広域市	1,147,256	939,416	207,840	1060.19	303.07	757.12
世宗特別自治市	113,117			464.84		
小計	23,337,599	22,630,919	593,563	5865.84	3415.67	1985.33
	道の人口	市の人口	郡の人口	道の面積	市の面積	郡の面積
京畿道	12,093,299	11,775,163	318,136	10170.91	7,165.56	3005.35
江原道	1,538,630	1,115,422	423,208	16873.50	4,804.99	12068.51
忠清北道	1,565,628	1,012,820	552,808	7406.17	2,020.35	5385.82
忠清南道	2,028,777	1,523,727	505,050	8204.00	4,965.95	3238.05
全羅北道	1,873,341	1,532,382	340,959	8066.77	3,097.56	4969.21
全羅南道	1,909,618	1,049,992	859,626	12266.87	2,528.95	9737.92
慶尚北道	2,698,353	2,145,543	552,810	19028.74	9,767.02	9261.72
慶尚南道	3,319,314	2,812,872	506,442	10534.80	4,244.77	6290.03
合計	27,026,960	22,967,921	4,059,039	92551.76	38,595.15	53956.61

注：CLAIR「韓国の地方自治」2008年3月（第1章「韓国の地方自治制度の沿革」、参考資料「広域自治団体の概要」は2014年改訂）を参照して作成した。

と、最大人口の区はソウル特別市にある六七万三一一五人が住んでいる松坡区で、最小人口の区は釜山広域市の四万八一四八人が住んでいる中区であり、約一四倍の開きがある。面積で比較した場合、最大は二二二・九平方キロメートルの光州広域市の光山市であり、最小は二・八二平方キロメートルの釜山広域市の中区であり、その差は七九倍となっている。ただし自治区では二〇〇平方キロメートルを超えるものは光山区だけであり、一〇〇平方キロメートルの自治区も八しかない。また面積が一ヶ台の区は五、人口が一〇万人未満の区も六しかなく、その中の四つの区は人口が一〇万人未満、面積が一ヶ台である。中区を含むこれらの四つの区は極端に小規模な自治区といえることができる。五五の区は人口と面積の差は一〇倍以内におさまっている。

大都市圏内の五つの郡では最大人口は蔚山広域市の蔚州郡で二〇万七八四〇人、最小人口は二万三九人の仁川広域市の壅津郡である。面積も最大は七五七・一二平方キロメートルの蔚州郡、最小は一七一・九九平方キロメートルの壅津郡である。そこには人口で約一〇倍、面積で約四倍となっているが、両者を除くとさほど大きな差はないといえる。

道にある市の人口と面積の差異を見ると、最大人口は一一二万二五八人の京畿道の水原市、第二位が一〇九万一四七一人の慶尚南道の昌原市で、百万人台はこの二市だけである。最小人口の市は四万九四九三人の江原道の太白市であり、最大と最小の差は二二倍強となっているが、人口一〇万人未満の市は九市だけであり、残りの市の差は一〇倍未満におさまっている。最大面積は一五二一・八七の慶尚北道の安東市、最小面積は三三・三一の京畿道にある九里市であり、最大と最小の差は四五倍強となっている。しかし、面積一平方キロメートルを超える市は九市に過ぎず、そのうち五市は慶尚北道に集中している。また面積が百平方キロメートル未満の市は一二市であるが、そのうち一一

市は京畿道に集中している。それ以外の市の差は一〇倍以内におさまっている。

道の郡の最大人口は一五万五一〇四人の忠清南道の扶餘郡、最小は一万六七三人の慶尚北道鬱陵郡であり、その差は一四倍強であるが、人口一〇万人を超えるものは四郡に過ぎず、人口一万人台は二郡、二万人台も九郡に過ぎず、残りの郡の差は三倍程度におさまっている。面積では、最大は一八一九・六七平方キロメートルの江原道の洪川郡、最小は六〇・七平方キロメートルの忠清南道の錦山市であり、その差は三〇倍弱であるが、面積一平方キロメートルを超える郡は八郡に過ぎず、そのうち五市は江原道に集中している。また面積が百平方キロメートル未満の郡は二郡に過ぎない。それゆえそれ以外の郡の差は一〇倍以内におさまっている。⁽¹⁵⁾

4. 釜山広域市の地域的特徴および国際交流

釜山広域市は、高麗時代は蔚州東萊県に属する漁村で富山浦とよばれていた。一三六七年に戦略的な軍事要衝であることから富山鎮がおかれ、一三九二年に釜山地域は東萊府となった。一四〇二年の『太宗実録』には「富山」と記載されていたが、一四七〇年の『成宗実録』には「釜山」という名称が用いられた。その後は富山と釜山が混用されてきたが、一四八一年の『東國輿地勝覽』以降「釜山」が一般的に用いられるようになったといわれている。一五世紀はじめには富山浦にもどり、日本人居留地である「倭館（浦所倭館）」が設置された。一五九九年には、日本に対する外交政策遂行上の重要拠点的位置のため、再び東萊府に昇格している。一七世紀に入り、朝鮮王朝と江戸幕府の交渉が復活すると、龍頭山一帯に対馬藩の草梁倭館が設置され、釜山と対馬は両国の交流と交易の窓口となった。一八七六年に国際貿易港となり、一八七七年の日朝修好条規（江華条約）によって、仁川港や元山港とともに日本との交

易の拠点となった。一八九五年に慶尚南道がおかれるとその道庁所在地となり、一九一〇年の日韓併合により釜山府に改称された。

第二次世界大戦後の韓国における地方自治改革の中で、一九四九年に釜山府は釜山市となり、新たに機張郡を編入し区域を拡大している。朝鮮戦争でソウルが陥落したことから、一九五三年まで大韓民国の臨時首都でもあった。一九五七年に出張所を区に改名したときには六区構成となった。一九六三年一月一日に釜山直轄市となり数次にわたる市域拡大を行った。一九七五年に七区となり、一九八九年には一二区まで市域を拡大した。一九九五年一月一日には一二区のまま釜山広域市になり、その後も市町村合併により一五区一郡となった。釜山広域市は韓国第二位の人口を要する大都市である。ソウル特別市は面積六〇五・二一平方キロメートル（全国の〇・六％）のなかに一千四四万人強（全国の二〇・八％）の人々が住んでおり、釜山広域市は面積七六六・一二平方キロメートル（全国の〇・七六％）のなかに三四一万人強（〇・六八％）の人々が住んでいる。釜山広域市は人口では韓国第二位の港湾都市ということになるが、ソウル特別市への一極集中の激しさがわかる。¹⁶⁾

最初の直轄市として発展してきた釜山広域市は、韓半島の東南に位置し、天恵の良港とされる釜山港を母体に発達してきた、韓国第一の港湾都市であり、コンテナ取扱量では世界第五位を誇る大規模な港湾都市である。前述のように、鎖国政策をとっていた韓国にあつて釜山港は、一八七六年に国際貿易港として開港され、翌年には日朝修好条規によつて仁川や元山とともに日本にむけて開港された三港の一つである。釜山広域市には、既存の港として、いわゆる釜山港である釜山国際旅客ターミナルがある北港、国内最大の漁業前進基地である南港、主に沿岸漁獲物を扱う多大浦港、水産物や沿岸貨物の取扱い港である甘皮港の四港があるが、現在はアジア各地と北米を結ぶ荷物の積み替え

拠点であり、これから延びると思われるアジアとヨーロッパを結ぶ北極航路における物流を担う「釜山新港」が建設され、現在も拡張工事が続いている。北港は釜山駅前に移設される予定であり、国際旅客ターミナルとしての更なる発展が見込まれている⁽¹⁷⁾。

こうした釜山の発展を後押ししたものが、「この法律は、経済自由区域の指定及び運営を通じて、外資系企業の経営環境と外国人の生活条件を改善することで、外国人投資を促進し、さらに国家経済力を強化し、地域間の均衡发展を図ること」(第一条)を目的として、二〇〇二年に制定された「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法(経済自由区域法)」である。同法は金大中大統領の「北東アジアにおけるビジネスハブ国家実現のための基本青写真」を踏まえてまとめられた「北東アジアにおけるビジネスハブ国家実現案」を土台としたものである。制定時の法律には第五条に「経済自由区域委員会は、経済自由区域の指定に関する審議と決定にあたって、外国人の投資誘致及び定住の可能性、国際空港・国際港湾・広域交通網・情報通信網・用水・電力等の基盤施設、環境的に健全で持続可能な発展の可能性等の事項を考慮する」との規定がおかれていたことから、当初は仁川と釜山と光陽の三ヶ所が候補地とみなされていたのである⁽¹⁸⁾。

経済自由区域法の目的を受けて「経済自由区域委員会は」、二〇〇三年八月一日に「仁川経済自由区域」(仁川広域市・延寿区・中区・西区)を、同年一〇月二七日には「釜山・鎮海経済自由区域」(釜山広域市・江西区、慶尚南道・鎮海市)と「光陽湾圏」(全羅南道・麗水市・順天市・光陽市、慶尚南道・河東郡)を指定している。その中で釜山・鎮海経済自由区域は「世界五位の物流量処理を誇る釜山港と連携する、四五の船隻(席)を有する新港を建設し、先端産業団地と国際産業団地の造成、外国教育機関と外国病院の設立、観光レジャー団地の建設、グローバル化した労働制度

の定着、外国資本市場の先進化、各種の業務処理に対する外国語サービスにより韓国政府の東北アジアにおける経済中心戦略を推進する礎になります¹⁹⁾として、開発の方向性を明確にしているのである。この指定を受けて釜山広域市は開発計画を推進しているのである。なおその後には法改正があり、全国に均等に経済自由区域が設定されているのであり、その概要は表5のとおりである。

こうした経済発展計画を受けて、釜山広域市は自らを「前途洋々たる都市」と位置づけ、そのシンボルとして「崋山国家工団」や「釜山新港湾建設」と巨大商業娯楽施設である「センタムシティ」の開発を中心的な計画をして掲げているのである。さらに釜山の未来をリードする映像、情報、観光などの戦略産業を育成し世界と交流することを通じた「21世紀国際交流拠点海洋都市」にむけた発展を意図している。それゆえ釜山広域市のイメージとブランド価値を更に高揚して世界都市へと挑戦することをかかげて、二〇〇二年には「釜山アジア競技大会開催」と「ワールドカップサッカー大会」を、二〇〇三年には「世界合唱オリンピック大会」を、二〇〇四年には「ITU総会」を、二〇〇五年には「アジア太平洋首脳会議（APEC）」を、二〇〇一年には「釜山世界援助開発会議」を開催したのである。その後この行事としては、アジアを代表する釜山国際映画祭、釜山ビエンナーレ、釜山国際ロックフェスティバル、釜山世界花火祝祭等を開催している。

釜山広域市は今後の発展の目標として、「釜山経済発展のための十大ビジョン」を提示している。その第一が「北東亜のハブ港湾に育成…釜山港Ⅱ高付加価値物動量創出型先進港湾へと躍進」であり、開港以来最大事業の新港建設を通じた、世界的に競争力を備えた北東亜の中心港湾とした躍進を目指しているのである。新港の開発は二〇一一年までに二二船席の埠頭施設を完成させ、二〇一五年までには三〇船席規模の埠頭施設の完成を目指している。第二の

表 5 韓国の経済自由区域

	仁川経済自由区域	釜山・鎮海 経済自由区域	光陽湾圏 経済自由区域	黄海経済自由区域
位 置	仁川広域市 (延寿区、中区西区)	釜山広域市(江西区) 慶尚南道(巨鎮海市 現：昌原市鎮海區)	全羅南道(麗水市 順天市、光陽市) 慶尚南道(河東郡)	忠清南道(唐津市、牙山 市、平澤市、華城市)
面 積	132.91km ²	52.90km ²	77.71km ²	4.39km ²
指 定 日	2003.8.11	2003.10.27.	2003.10.27.	2008.4.25.
空港・港湾	仁川空港 仁川港	金海空港 釜山新港	光陽港 麗水空港	平澤港 唐津港
基本構想	ビジネス・金融他	国際物流・先端産業他	国際物流・製造業他	自動車部品・半導体他
	大邱・慶北 経済自由区域	セマングラム・群山 経済自由区域	東海岸圏 経済自由区域	忠北経済自由区域
位 置	大邱広域市、慶尚北道 (慶州市、永川市 龜雄市、浦項市)	セマングラム干潟 全羅北道(群山市 扶安郡)	江原道 (東海市、江陵市)	忠清北道 (清原郡、清須市)
面 積	22.01km ²	28.61km ²	8.25km ²	9.08km ²
指 定 日	2008.4.25.	2008.4.25.	2013.2.4.	2013.2.4.
空港・港湾	大邱国際空港	群山港 セマングラム新港	襄陽国際空港 東海港	清洲国際空港
基本構想	IT産業・先端輸送部品他	自動車・造船・機械他	先端素材部品・物流他	ハイテク産業・航空産業他

注：Korean Free Economic Zones (<http://www.fez.go.kr/jp/what-is-free-economic-zone.jsp>) を参照して作成した

ものが「国際産業物流都市造成・洛東江下流の江西地域」未来型先端産業都市（釜山経済中興の革新拠点）に変貌」であり、釜山新港、国際空港、釜山新港の整備や国際複合物流団地などの開発を目指している。第二のものが先述の「釜山港（北港）再開発・釜山港（一三〇余年の歴史）の変貌」である。第四が「映画・映像タウン造成・国際的競争力のある映画・映像産業を集中的に育成」、第五が「釜山金融中心市建設・特化金融機能を持つ金融クラスター形成」、第六が「東釜山観光コンベンションクラスター造成」、第七が「釜山市民公園」造成・駐韓米軍基地（五三万㎡）ハヤリヤ敷地」、第八が「東南圏広域交通網整備・釜山の位相と役割が拡大」、第九が「金海空港加徳移転・二四時間空港の建設」、第十が「夏季オリンピック誘致・釜山の国際ブランド向上＋世界一流都市跳躍の画期的転換点」である。インフラの整備を通じた国際的な発展が釜山広域市の目標であることが理解できる。²⁰⁾

それゆえ釜山広域市の国際交流の実態を見ると、日本第二位の都市である大阪市と友好協力都市協定を締結しており、姉妹都市を見ると、高雄市やシカゴのようにその国の第二位の都市との交流や、高雄市も含まれるが、ロサンゼルスやリオデジャネイロや上海などの港湾都市との交流が盛んである。その中で、釜山広域市と日本の諸都市との関係を見ると、中心となっているものは下関市や福岡市との交流である。下関市とは一九七六年に釜山市で姉妹提携書に署名している。この背景には一九七〇年から釜関フェリーが運航されていたことがあげられる。さらに一九九二年からはコンテナ船が就航している。両市は一九九二年四月に公務員相互派遣協定を締結し交流を進めている。二〇〇六年八月には姉妹提携三〇周年記念行事を下関で開催した。福岡市とは一九八九年一〇月に福岡市で行政協定都市交流のための協定書に署名し、二〇〇七年二月に釜山市で姉妹提携を締結している。福岡市は韓半島と中国大陸に一番近い大都市であり、昔から大陸文化の受け入れの窓口であり交流が続いていた。一九九〇年九月には公務員相互派遣

協定を締結し、交流の質を高めている。まさに釜山市と下関市福岡市を中心とした地域に大きな交流圏が形成されているのであり、対馬市はこの交流圏の最西端で釜山広域市の島影区や蔚山広域市の蔚州郡などと小規模な地域交流を継続している地域としてとらえることができる。⁽²¹⁾

5. 対馬市の誕生と地域発展策および地域交流策

六八五二の島嶼から構成される日本には、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島を除いた六八四七の離島がある。日本の総面積三七万八千平方キロメートルのうち、本島の面積は三六万二千平方キロメートルであり、離島の総面積は一万六千平方キロメートルで、全国土の約四・二%である。離島の中の有人島は、三一四で国土面積の二%の七五九四平方キロで、平成一七年の国勢調査では全人口の約〇・五%の六九・二万人が住んでいる。ただし、法定有人島で見ると、それは全国で二五四島であり、全国最多の五一(二二%)の離島を有する長崎県では、総面積四一〇五・三三平方キロメートルの三八%の一五五〇・六九平方キロメートルの離島に、総人口一四二万六七七九人の九・六%にあたる一三万六九八三人が住んでいる。平成二三年の長崎県の「しまの人口減少に歯止めをかける」と、平成二五年の「長崎県離島計画」を比較すると、二島が無人島となり、離島全体では一万六一四四人の人口減少が認められるのである。この長崎県の離島の中で最大の面積を有しているのが有人島六島から構成されている対馬島である。⁽²²⁾

この九州最北端で日本海の西側に位置する、南北八二キロメートル、東西一八キロメートルの対馬島を中心とする対馬市は、島の最北端から計ると博多市とは一四七キロメートル離れているが、釜山広域市とは四九・五キロメートルしか離れていない。島の端から端まで行くよりは釜山広域市が近いのである。このように対馬市は韓国から最も近

い外国なのである。対馬市は約一〇〇の島から構成されているが、有人島は対馬島・海栗島・泊島・赤島・沖の島・島山島の六島だけである。最大の対馬島の面積は七〇八・六六平方キロメートルであり、八五四平方キロメートルの佐渡島、七二二平方キロメートルの奄美大島に次ぐ日本で三番目に大きな島である。また属島を含む面積は約七〇九平方キロメートルである。

対馬市の母体となったものは厳原藩であり、それは一八七一年（明治四）年の廃藩置県において厳原県となったが、すぐに伊万里県に合併され、翌年には長崎県に移管された。一八七八（明治一）年には上県郡に四五村、下県郡に一〇町六四村が存在していた。一九〇八（明治四二）年四月一日の「島嶼町村制」の施行をうけて、現在の対馬市にあたる各村が発足した。下県郡には厳原村・久田村・豆酸村・佐須村・鶏知村・竹敷村・船越村・仁位村・奴加岳村がおかれ、上県郡には峰村・仁田村・佐須奈村・豊崎村・琴村がおかれた。一九一九（大正八）年四月一日には厳原村に町制が施行され厳原町となった。一九五五（昭和三〇）年の町村合併では、当時存在した一三町村が、厳原町、上対馬町・美津島町、豊玉村・峰村・上県町、久田村・豆酸村・佐須村の四町五村の九町村となった。一九五六（昭和三二）年に厳原町・久田村・豆酸村・佐須村が合併して厳原町となり、その後、豊玉村が豊玉町に峰村が峰町となった。この厳原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬町の六町は二〇〇四（平成一六）年に合併し対馬市が誕生した。

二〇一四（平成二六）年の人口は三万三千五百五人である。二〇一〇（平成二二）年現在の産業別人口は、第一次産業従事者が三三五七人で全体の二一・六五%となっている。その中で、農業従事者は五八五人で三・七七%、林業が一七三人で一・一%、水産業が二五五九人で一六・七%となっている。第二次産業従事者は一九〇一人で全体の二・

三二%となっており、鉱業従事者は九人で〇・〇一%、建設業は一三九一人で八・九七%、製造業が五一〇人で三・二九%となっている。第三次産業従事者は一万二三三人で全体の六五・九二%であり、卸売・小売業には二二二九人の一四・三七%、サービス業には四八〇一人の三〇・九六%、公務には一七二九人の一一・一五%が従事している。その他は七〇二人の四・五三%、分類不能の産業は一七人の〇・〇一%が従事している。⁽²³⁾ 全国平均は、第一次産業が四・〇%、第二次産業が二三・七%、第三次産業が七三・三%であり、対馬市の第一次産業従事者比率は全国平均の四倍強、第二次産業従事者比率は約半分であり、第一次産業の比率の高さがわかる。

二〇一三年度の対馬市の一般会計当初予算を見ると、前年度より一九億四〇五〇万円(六・三%)増加した、三二七億九千万円の総予算額の中で、自主財源である市税は二七億八八五九万円(八・五%)、繰越金は六億八六六一万円(二・一%)、その他が七億七八八一万円(二・四%)であり、全体の一三%に過ぎない。依存財源のうち、地方交付税は一五〇億二八〇六万円(四五・八%)、国庫支出金は三八億一〇〇八万円(一一・六%)であり、国からの移転財源は全体の五七・四%であって、全体の半分以上を占めている。さらに長崎県の支出金は二四億七七八二万円(七・六%)となっている。残りは六七億七七〇〇万円(二〇・七%)を占める市債とその他の四億四三〇三万円(一・三%)となっている。

予算の中の大きな支出項目として、「産業・経済」、「環境・自然」、「国際交流・観光」、「教育・生涯学習・文化」、「医療・保険・福祉・健康」、「交通・市民協働・住環境・安全」の六項目がかかげられている。前半が地域おこしや環境保全といったものを中心となっており、後半は住民の日常生活が対象となっている。「産業・経済」は「地場産業の振興と観光の連携」と「商業集積の高度化・魅力向上」と「U・イターン等 定住化対策の促進」の三項目が掲

げられている。また「国際交流・観光」では「韓国をはじめとする東アジア都市との国際交流の促進」や「独自の観光資源を生かした交流人口の拡大」や広域交流を支える交通アクセスの強化」が掲げられている。

「産業・経済」の代表的な地域おこし策としては、一億二二五万円の支出が予定されている、「農林産物の島外への系統出荷にかかわる輸送費用について三分の二の助成を行うこと」で、生産者への還元を図ることを「目的とした」輸送コスト助成事業」や、四二二八億円を計上している、「対馬しいたけ再生プラン」に基づき、生産量増加に向けた生産団地の整備や品質向上に向けた機械等の整備及び生産技術向上に向けた各種施策を実施」を目的とした「対馬しいたけ再生プラン事業」などがある。「商業集積の高度化・魅力向上」では二億二〇九万円を計上している「しま共通地域通貨発行事業」が目玉を引く。さらに地域活性化策の一つとしてまた「U・イターン等 定住化対策の促進」には、「U・イターン推進事業」や「21世紀の漁業担い手確保推進事業」、「新規就業者定着促進事業」があり、若者の定住促進による地域活性化に腐心している状況が伝わってくる。²⁴⁾

韓国と対馬の観光を中心とした交流が活発化するきっかけとなったものが、一九八八―一九八九年にかけて行われた竹下内閣の「ふるさと創生事業」であった。合併前の上対馬町では、政府からの交付金一億円に地元経済人の寄付を加えて「あをしお号」を建造し、一九八九年に上対馬町の日田勝港と韓国釜山港を結ぶ不定期航路を就航させたのである。一九九一年には「平成通信使交流」として釜山広域市島影区と友好交流事業に着手している。一九九九年には厳原と釜山を、二〇〇一年には比田勝と釜山を結ぶ国際定期高速船が就航することになり、二〇〇二年には厳原に韓国資本のホテル二軒が営業を開始した。対馬と韓国の交流における質的な変質の流れがみてとれる。

こうした流れの中で、二〇〇三年に対馬は「しま交流拡大特区」として構造改革特区の一つとなった。特区の概要

は「対馬は、韓国とは地理的にも歴史的にも関係が深く、また壱岐対馬国定公園に指定されるなど豊かな自然に恵まれている。この地域特性を生かし、現在韓国釜山との定期航路の開設を行うなど、韓国との国際交流を柱に地域振興に取り組んでいる。今回、韓国人観光客の短期滞在査証の発給手続の簡素化や、長崎県立対馬高校における韓国学に重点を置いた構造改革特区研究開発学校設置事業の規制の特例を導入することによって、更なる交流人口の拡大と、受け入れ態勢の整備を可能とし、観光振興などによる地域の活性化を推進するものである」というものであり、対馬の韓国との交流にかける期待の大きさが伝わってくる。⁽²⁵⁾

二〇〇四年の対馬市誕生に先立って、特区構想と並行する形で考えられてきた、対馬六町合併協議会の「新市建設計画」の基本的な構想は、「アジアに発信する歴史海道都市対馬―創造と交流のニューフロンティア・アイランドを目指して―」であった。このキャッチフレーズは、二〇〇六年作成の『第一次対馬市総合計画』『対馬市基本構想』の第一章「対馬市の新しい姿」の第二節「理想の町『将来像』」においても、二〇一一年の『第一次対馬市総合計画』(後期計画)においても、二〇一三年の『長崎県離島振興計画』においても活用されている。⁽²⁶⁾ このことは、対馬市の地域発展構想の一つに、アジアとの交流が示えられていることを示したものと見える。

対馬市は二〇〇七年の「頑張る地方応援プログラム」に参画し、「島の元気再生プロジェクト」を立ち上げた。その「目的、概要」には「対馬市の地域経済は、これまで主に水産業と公共事業に支えられてきましたが…略…水産業の現状はきわめて憂慮される状況にあること」や、「離島振興法等により公共事業が積極的に展開され、その結果島内の建設事業は、多くの市民が生活の糧を得る産業として」成り立ってきましたが、「国の三位一体の改革や公共事業の抑制策がとられるようになり…略…多くの市民が職を求めて島外に流出」している現状を強調し、「具

体的な成果目標」を、地域経済の振興策では「しいたけ生産トン数」などを、観光交流の推進では「イベント集客数」を、定住環境の整備では「市民協働事業参加市民数」とし、自立と交流の地域づくりを目指すことを強調している。プロジェクトを構成する具体的な事業・施設として、「地域経済の振興（二次産品のブランド化推進・企業誘致及び起業支援の推進）」と「観光交流の推進（国際交流イベント開催支援）」と「定住環境の整備」をにかけている。プロジェクトは三年で終了したが、事業が継続されていることは対馬市の予算から読み取れる。このように対馬市は、合併前後から国際交流を前提とした地域経営策を実践しているのであり、韓国との交流を重視している姿勢を強調している⁽²⁷⁾のである。

6. 対馬市の地域おこしと国際交流

対馬市のまちづくりの三本の柱は、二〇〇三年の「新市建設計画」から表現こそ違っているもののほとんど変わりはなくない。『第一次対馬市総合計画』で強調されたものは、「多彩な自然を生かした元気産業づくり」、「東アジアに輝く交流の島づくり」、「快適で安心して暮らせる生活環境づくり」であった。それは前述の「頑張る地方応援プログラム」でも受けつがれ、同様の趣旨が強調されていたものでもある。第一の元気産業づくりでは、島の主力産物である水産業の振興策が中心とならざるを得ないが、現在進行しているものの一つが、「対馬しいたけ再生プラン総合対策支援事業」である。対馬には一九七三（昭和四八）年の全国しいたけ品評会で二位・二位を含む一七点が入選、一九八六（昭和六一）年には天皇杯を受賞した歴史がある。それを受けて二〇〇五年から五年計画の「対馬しいたけとことん復活プラン」を策定し、二〇一一年からは「対馬しいたけやんこも再生プラン」を策定して現在に至っている。島の産品

のブランド化の一つであるといえる。⁽²⁸⁾

林業に関しては、二〇一二年一月二十九日に、「対馬木材、韓国へ売り込み本格化」と題した報道がなされている。そこには、「県、県林業公社、対馬林業組合は二十八日、県営林と林業公社の対馬産ヒノキの韓国への輸出を始めた。県営林からの輸出は初めてで、この日は同市の峰港から五一二〇本が送り出された。三月ごろにも第二弾を輸出する予定で、韓国への木材売り込みを本格化させる方針だ。…略… 県は木材の約九割を輸入している韓国に着目。市場調査で、韓国では曲がった木材も内装材として需要があり、円高であっても国内に比べて販売価格が高く設定できることが分かった。距離も近く、輸送コストが他の地域より安く抑えられることもあり、本格的な輸出に踏み切った」との記載があり、島の取り組みが紹介されている。

実際には対馬島内の木材は、平成二二年にスギが、二三年と二四年にスギとヒノキが韓国に輸出されていることから、今後の発展が望まれる産業として育成していく計画を持っているようである。対馬市は韓国への木材輸出に興味をもっている。その理由として、韓国人の富裕層は日本人と同じように戸建を望んでおり、一部では日本式家屋希望者も多いことから、二〇一四年にソウル特別市の板橋(パンギョ)地区に木材モデルハウス建設を計画していることをあげ、韓国での木材ハウスの需要が増加すれば対馬の木材輸出の販路が拓け、対馬の林業と関連産業の発展が見込めるとの期待があることを強調していた。⁽²⁹⁾

ただし、現在の対馬市が韓国との交流で最も期待しているものは観光客の増加である。一九八九年の対馬国際ライン「あおしお号」の比田勝港と釜山港の不定期航路の就航にはじまる対馬市と釜山の交流は急速に拡大している。韓国人の対馬への興味も、一九九九年の韓国人来島者が二千人台であったものが、二〇〇八年にはその後若干減少に転

じたが、二〇一二年には前年の五万人台から一挙に一五万人台まで急増していることから理解できる。

二〇〇八（平成二〇）年二月の「長崎県統計課分析資料」の平成一九年の韓国人観光客の経済効果を見ると、韓国人観光客数は六万五千人強で、二一億六千万円強の島内消費を生み出している。これによって長崎県の県内生産誘発額は二八億九千万円強となっており、就業誘発数は三四二人で雇用誘発数は二六六人となっている。これが二〇一二年には韓国人観光客数が一五万人強で、日帰り来島者は三二%となっており、三三億三千万円強の島内消費をうみだしている。県内の生産誘発額は約三九億八千万円となっており、就業誘発数は五二五人で雇用誘発数は三九三人強となっている。二〇一二年の予算を見ると、一般会計は二八六億円強であるが、市税収入は二七億五千万円強であり、地方交付税は一五一億五千万円強であり、自主財源は一割程度となっている。自主財源額を超える韓国人観光客の消費は島の大きな収入源となっていることが理解できる。³⁰⁾

韓国人観光客はウォーキングと釣り客が多く、日帰り客も少なくなかった。それゆえ対馬市は、韓国とも国際交流拡大策として、厳原港祭り（アリラン祭、チング音楽祭、国境マラソンin対馬などさまざまな交流イベントを開催し、宿泊客の増加に力をそいできているのである。一〇一二年の長崎県の観光統計を見ると、「平成二四年は、震災の影響からの回復に加え、『光と灯り』をテーマにした誘客が奏功したことや、全国和牛能力共進会長崎大会が開催されたこと、対馬を訪れる韓国人を中心に外国人観光客の増加がみられたことにより、過去一〇年間で最も高い伸び率となった」と記載されているように、対馬市はもとより長崎県全体の観光客数から見ても、対馬市と釜山市を中心とした観光交流の大きさが分かる。具体的には、「対馬の二〇一二年の観光客数は八七万人、前年比プラス三二・一%で二一万人の増加」となっている。観光客延数は八六万五八六九人で、日帰り客数が二二万二九一二人、宿泊客延滞

在数が六四万二九五七人であり、平均宿泊数は一・八七日である。⁽³¹⁾

対馬への出入国者数を法務省統計から見ると、比田勝港は一六万三九一七人（空港・港湾では全国一五位、空港を除くと全国三位、厳原港は一四万四七九一人（同一七位・四位））であり、対馬空港は二二九八人で全国六三位となっている。合計三二万五六八人の中の九六%の三〇万五〇六九人は外国人の出入国者数である。対馬市の人口の約九倍の外国人（主として韓国人）が対馬を出入りしているのである。韓国人観光客の五八%は日帰り客であるが、一泊二日と二泊三日がそれぞれ二〇%、三泊四日が二%となっており、韓国人観光客の延べ人数は五〇万六四一五人で、全体の旅行者の約六〇%を占めているのである。日本人観光客の増加も大きな課題ではあるが、現実的には韓国人観光客をいかにして取り組むかも大きな課題といえる。韓国人観光客の消費行動を見ると、支出予定は一〇万円以上が一〇%、三万円以上が一三%、一万円以上が二三%、一万円未満が五四%となっているが、実際の支出は平均一万六千円であり、最高で五万円であった。消費額が低い理由の第一は「お金を持ってきても買うものがない」であった。⁽³²⁾

こうした状況への対応策の一つとして二〇一四年に計画されたものが「きらめきで繋ぐ国際交流」をかかげた「対馬国境花火大会」であった。大会は一〇月二六日に実施され、対馬市上対馬町西泊にある三宇田海水浴場周辺の会場から花火が打ち上げられ、釜山広域市の市民も日本の花火を楽しんだ。これは対馬から見える釜山大花火大会の翌日に、日をまたいで双方で花火を楽しむことで交友を深めようとする企画であった。二〇〇〇万円の予算のうち半分は国の離島活性化交付金を活用した。花火大会には地域グルメ店である、「富士宮焼きそば学会」（静岡県富士宮市）、「備後府中焼きを広める会」（広島県府中市）、「田川ホルモン喰楽部」（福岡県田川市）、「小倉焼うどん研究所」（福岡県北九州市）、「大村あま辛カレーうまか隊」（長崎県大村市）、「小浜ちゃんぽん愛好会」（長崎県雲仙市）、「対馬とんちゃん部隊」

(長崎県対馬市)も参加した。⁽³³⁾

対馬では五年前から「当地グルメ」を紹介することで観光客誘致をはかっていた。その一つとしてご当地グルメの交流を行っており、今回の花火大会では二つのイベントのコラボレーションが花を飾った。韓国人にも楽しんでもらえるイベントとなっていた。また今回の出展団体を見ると、九州(長崎県と福岡県)が中心ではあるが、静岡県や広島県の参加もみられた。これらの地域を結び付けるもの一つに、朝鮮通信使がたどった経路がある。こうした活動と朝鮮通信使の史跡めぐりが結びつくことによって、対馬の広域観光における位置づけは高まるものと考えられる。まさに朝鮮通信使を通じた地域おこしこそ対馬市の今後の発展の一つの起爆剤になるものといえる。

そうした交流の中で、現在対馬市が韓国のみならず国内・国外の観光客誘致のプロジェクトとして取り組んでいるものの一つが、「朝鮮通信使の歴史を通じた国際交流」である。その最終目的は「朝鮮通信使の世界文化遺産登録計画」である。江戸時代までの日本は対馬藩を韓国との交流拠点としており、韓国側も釜山に倭館の設置を認め交流の拠点としていた。両地域そして両国の交流はさまざまなものをわが国にもたらした。そうした歴史的・文化的交流の足跡を一大観光資源にしようというのが対馬市の計画であり、一九九五年に対馬市は「朝鮮通信使縁地連絡協議会(縁地連)」を、「日韓親善友好の歴史的資産である「朝鮮通信使」を支えた、誠信の交隣」を基本姿勢にして、21世紀の「アジア太平洋時代」とりわけ「日韓新時代」の重要性を見据え、朝鮮通信使に関わりのある縁地で結成する。これにより、各地に残る歴史史料等について研究を重ねるとともに、各地域の振興をはかりながら広域縁地間の連携を強めるとともに「アジアの共生」の理念から韓国内縁地との交流を促進し、ひいては日韓の友好親善に寄与すること」を目的として結成したのである。二〇〇三年には韓国の「朝鮮通信使文化事業推進委員会」と「共同推進協定書」を

締結し、二〇一一年の「最後の通信使（対馬聘礼）二〇〇周年」の年に、「釜山文化財団」と「共同推進協定書」を再締結している。両国の協力体制が整ったことから、二〇一二年から両国で協力して、朝鮮通信使を世界記憶遺産に登録する活動に取り組んでいる。

対馬市は、歴史と文化遺産を活用した国際的取り組みを地域おこしの柱の一つとして認識し実践している。対馬市は二〇一二年（平成二四）年一〇月一日に「朝鮮通信使特別講演会〜ユネスコ登録への道〜開催（対馬）」を開催し、同年一〇月には釜山市において世界記憶遺産登録のための国際シンポジウムを開催するとともに、一月には京都市において縁地連臨時総会を開催して世界記憶遺産登録推進を確認している。二〇一三（平成二五）年一月三〇日には日韓議連合同総会が開催され、「両国議員連盟は、朝鮮通信使の世界遺産登録および日韓交流の共同チャネルの実現に向けて協働する」との共同声明文を採択した。朝鮮通信使の日韓共同での世界記憶遺産としてのユネスコ登録は、二〇一五年の日韓国交正常化五〇周年における友好関係修復の象徴となると考えられてもいる。³⁴

また対馬市の国際交流を支えているもう一つのが、JET（The Japan Exchange and Teaching Programme）の導入である。これは、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下に実施しているものであり、希望する地方公共団体に、外国語指導助手（ALT）や国際交流員（CIR）あるいはスポーツ国際交流員（SEA）を派遣するものである。国際交流員（CIR：Coordinator for International Relations）は、主に地方公共団体の国際交流担当部局等に配属され、国際交流活動に従事するものであり、その職務内容から高い日本語能力を有すると認められたものである。現在対馬市には三名の国際交流員が派遣されている。韓国人二名は厳原の観光物産推進本部と上対馬観光物産事務所（比田勝港がある）に、中国人一名が観光物産推進本部で仕事をしている。

彼女たちの主な任務は、文書等の翻訳、イベント等の通訳業務、市民対象の語学講座の開催である。彼女らは対馬市の国際交流や交易を背後から支える仕事をしているだけではなく、韓国・中国の文化や習慣など国際理解講座の開催を計画している学校や団体での要請に応じたさまざまな活動を行っている⁽³⁵⁾。

このように対馬市は釜山広域市を中心とした韓国との経済交流や観光を中心とした人的交流を中心にした地域発展策を考案し実施しているのである。対馬市と定期便が就航している韓国の釜山広域市と博多市の相互交流から見れば、その傍流に位置するような、サブ・リージョンとしての地域相互交流の一断面に過ぎないという側面もみられるが、国境周辺に位置する過疎の離島における相互交流としてはかなり期待の持てる地域発展の一つの成功しつつある例として、その今後に期待したい。

本論分は縦書きのため、各種資料の数字については、多くの場合アラビア数字を漢数字に変更して記載していることをはじめにお断りしておきたい。

- (1) 李憲模「比較研究への一試論(Ⅱ)―日韓の大都市制度を中心に―」『中央学院大学法学論叢』中央学院大学法学部第一八巻、二〇〇四年
- (2) 尹誠國「韓国における地方分権改革の分析」公人の友社
- (3) 新藤宗之『教育委員会』岩波新書、一四四五文部科学省HP参照
- (4) CLAIR『韓国の概要』第八章「地方自治」参照
- (5) 拙編『地方自治論』弘文堂、八一―一〇頁参照
- (6) 地方財政情報館『財政用語小辞典』「シャープ勧告」(www.3koshigaya.bunkyo.ac.jp/wiki/index.php)

- (7) 妹尾克敏『地方自治法の解説 九訂版』一ツ橋出版、一八五頁
- (8) 北村 亘『政令指定都市』中公新書三三二四、中央公論社、三三―三三三頁参照
- (9) 総務省HP「地方自治制度の歴史」市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/index.html) や、妹尾・前掲書、拙著「市町村合併と広域行政」『政経研究』第四十六巻第三号六四頁表4参照
- (10) 東京都HP「東京都の統計」(<http://www.toukeimetro.tokyo.jp/jsuikai/js-index4.htm>)、総務省HP「都道府県別人口と人口増減率」(前掲) なを参照し整理した。
- (11) 日本の市町村の人口と面積については「今日は悠々・都道府県市町村」(<http://uub.jp/>) を参照して整理した。
- (12) 尹・前掲書
- (13) CLAIR『韓国の地方自治』申龍徹『韓国行政。自治入門』公人社、尹・前掲書、李・前掲論文等を参照し整理した。
- (14) CLAIR「メールマガジン二〇一二年一月」や「世宗特別市」(<http://www.sejong.go.kr/global/jp/HappySejong/FORSejongHistory.jsp?sessionId>) 参照
- (15) 韓国の地方自治団体に関する数字については、CLAIR前掲書(参考資料) 広域自治団体の概要と(基礎資料) 基礎自治団体の概要を参照し整理した。
- (16) ソウル特別市HP (<http://japanese.seoul.go.kr/>) や釜山広域市HP (<http://japanese.busan.go.kr/HomeMain.do>)、外務省「大韓民国」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/>)、釜山広域市庁での聞き取り調査の内容などを参照して整理した。
- (17) 釜山広域市庁や釜山港灣公社(Busan Port Authority)での聞き取り調査やそのときの配布資料等を参照して整理した。
- (18) 小川昌代「経済自由区域法」国立国会図書館「外国の立法 二一五」(<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/215/21510.pdf>) 参照。なお法律の改正については、周藤利一訳「韓国の法令」「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法」(<http://www.lji.jp/info/hourei/kankoku/kei/kei023.pdf>) を参照された。
- (19) Korean Free Economic Zones (<http://www.fez.go.kr/jp/what-is-free-economic-zone.jsp>) を参照して作成した。

- (20) 釜山広域市H P や釜山広域市庁での聞き取り調査の内容などを参照して整理した。
- (21) 釜山広域市H P (日本語版)参照
- (22) 国土交通調査室・山口広文「離島振興の現状と課題」国立国会図書館『調査と情報』二〇〇九年二月二六日、一一二頁と、長崎県『しまの人口減少に歯止めをかける ～あらたな離島振興策の提言～』平成二三年九月、長崎県企画振興部『長崎県離島振興計画』平成二五年五月を参照して整理した。全国の数字は「離島振興の現状と課題」を、長崎県の離島の数字は「長崎県離島振興計画」を用いた。これは両者の数字がかなり異なっているためであり、長崎県内の数字は長崎県の資料を対比する必要があるためである。
- (23) 対馬市H P (<http://www.city.tsushimanagasaki.jp/>) や聞き取り調査への配布資料等を参照し整理した。
- (24) 対馬市H P [平成二五年度予算]
- (25) 対馬観光物産協会H P 「対馬の歴史一覧」(<http://www.tsushima-net.org/history/chronicle.php>)、¹⁾「しま交流拡大特区」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kouhyou/031128/68.pdf>)、²⁾「構造改革特別区域計画」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kouhyou/031222/066.pdf>) 参照
- (26) 対馬合併六町協議会「新市建設計画」(<http://www.gappei-archive.soumu.go.jp/db/42naga/176-tusima/kkeikaku.pdf>)、³⁾長崎県離島振興計画」(<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2013/09/1378117744.pdf>) 参照
- (27) 「頑張る地方応援プロジェクト」(<http://war.pndi.go.jp/infondijp/pid/283520/www.soumu.go.jp/ganbaru/>) 参照
- (28) 慶應義塾大学のFC研究所「対馬市プロジェクト」(<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2013/08/1375316176.pdf>)、対馬市H P [平成二三年度「農林水産部」組織目標 No22] 参照
- (29) 西日本新聞二〇二二年一月二九日朝刊。実績は対馬市『対馬市森林づくり基本計画(修正案) 平成二五年』(http://www.city.tsushimanagasaki.jp/policy/images/moridukuri_jimkai/morisyuuseian6.pdf)、現状は対馬市での聞き取り調査で得たものである。
- (30) 対馬市H P (<http://www.city.tsushimanagasaki.jp/>) や聞き取り調査への配布資料等を参照し整理した。

- (31) 長崎県観光振興課『長崎県観光統計平成二四年（一月～二月）』観光振興課平成二五年六月二三日 (<http://www.pref-nagasaki.jp/koho/hodo/upfile/20130613152954.pdf>)
- (32) 内容は「対馬の歴史紹介」「対馬の出入国者の現状と課題」(<http://tsushima-tokusan.com/shiseki/>) を参照して整理した。数字は法務省HP「二〇一二年法務省 港別出入国者数統計」(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html) を参照した。
- (33) 花火大会については対馬市HP「平成二六年度対馬花火大会のお知らせ」、日本経済新聞「『国境の島』対馬、花火で日韓親善 一〇月に釜山から見える大会」(二〇一四年九月一三日朝刊)、NHK「地方発ドキュメンタリー『対馬とアサン 国境を超えた花火』(二〇一四年一月一日放送) 等を参照し整理した。
- (34) 対馬市HPや対馬観光協会HP「対馬の歴史一覽」や朝鮮通信使縁地連絡協議会HP (<http://enchiren.exblog.jp/>) 等を参照して整理した。なお「通信」とは、お互いに信(よしみ)を通わしあうという意味」であり、「朝鮮王朝はこの外交使節のことを『日本通信使』と呼んだ」のである(中尾宏『朝鮮通信使―江戸日本の誠信外交』岩波新書一〇九三、ii頁)。
- (35) 対馬市HPや「JETプログラムによるJES」(<http://www.jetprogramme.org/j/introduction/positions.html>) 参照